

# 令和8年度 PPA 方式による県有施設（とべもり+（プラス）エリア）への太陽光発電設備等導入業務仕様書

## 1 目的

愛媛県（以下「県」という。）では、とべもり+（プラス）エリア※におけるゼロカーボン実現を目指し、多様な再生可能エネルギーの導入を進め、同エリアを脱炭素の先進的かつ象徴的な事例として広くPRすることにより、脱炭素化と魅力向上の同時実現を図ることとしている。

本事業は、とべもり+（プラス）エリアのうち、えひめこどもの城（以下「対象施設」という。）に PPA 方式を活用した太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギー由来の電力を使用することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

### ※「とべもり+（プラス）」エリア

愛媛県松山市郊外に隣接する県有施設の「愛媛県立とべ動物園」、「愛媛県総合運動公園」及び「えひめこどもの城」に「えひめ森林公園」を加えた4施設全体を指すエリア。

## 2 事業内容

### （1）事業概要

ア 事業者は、別紙1及び別紙2で示す対象施設における設置候補場所に対して、現地調査、設備容量検討、構造調査等を行う。

イ 事業者は、アの結果を踏まえ、太陽光発電設備、蓄電池設備及び付帯設備（以下「設備」という。）の設置が可能な場所を整理する。なお、本事業において整備する太陽光発電設備は、ソーラーカーポート型とする。

ウ 事業者は、県に設備の設置が可能な場所に対する土地・建物利用に係る提案内容の確認を受け、その提案内容の承認を受けたのち、設置候補場所の施設及び土地（以下「施設等」という。）に設備を設置できるものとする。

エ 交付金については、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））及び県が別途定める交付要綱の交付要件等に留意し、交付金を最大限活用できるように努めること。

オ 事業者は、設備の設置時に既存構造物を破損した場合は事業者負担で修復すること（植栽の伐採、土地、建物等の現状変更については県と協議し、承認を受けるものとする）。

カ 事業者は、設備で発電した電力を、当該設備が導入された対象施設（以下「設備導入施設」という。）が効果的に自家消費できるように設備容量を精査するとともに、発電した電力は対象施設でのみ消費するものとし、逆潮流が生じないように逆電力継電器等を具備するなど必要な措置を講じること。

キ 次の場所には既設の太陽光発電設備が設置されており、発電した電力は施設内の自家消費等により運用しているため留意すること。

- ・えひめこどもの城 エコ・ハウス（既設容量 計：25kW）

◇屋根置き 10kW、ビオトープ隣接地 10kW（施設内の自家消費として使用）

◇屋根置き 5kW（EV 充電用蓄電池の充電電源として使用）

ク 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。また、事業者は設備で発電した電力を設備導入施設に供給するとともに、既存設備に悪影響を及ぼさないようにすること。

ケ 事業者は、設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。

コ 事業者は、運転期間終了後や事業者の都合及び天災等により事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の負担により設備を撤去する。撤去物は、関係法令に従い適正に処理または再利用等を行い、その結果を県へ報告すること。撤去により既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

サ 設備の撤去の際に、事前に県から譲渡の希望があった際は、事業者は県と協議の上で設備を県へ譲渡できるものとする。

## （2）事業期間等

ア 事業期間は、契約開始日から設備の撤去完了日までとする。

イ 運転期間（電力供給の開始から終了までの期間）は、運転開始日から原則として最長で 20 年間とする。

ウ 設備の設置については、原則、令和 8 年度中に設置作業を終えるものとする。

エ 電力供給開始時期については、令和 9 年度 4 月を想定するが、県と協議の上、決定する。

## （3）契約単価

ア 契約単価は電気料金単価のみとし、基本料金単価の設定は行わないものとする。

イ 県は、設備から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。

ウ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。なお、電力量計は、事業者の負担で適切な位置に設置するものとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる契約単価は使用できないものとする。

オ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。調査結果を県に報告した結果、設置不可と判断された設置候補場所があった場合は、当該設置候補場所の調査に要した費用も含めて良いものとする。

カ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

## 3 設備工事前の調査・手続

### （1）現地調査

設置候補場所の状況を十分に把握するために、資料等の収集、対象施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を県と協議した上で行うものとする。

### （2）設備容量検討（太陽光発電設備、蓄電池設備）

ア 太陽光発電設備の容量は、（1）の現地調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、最大限自家消費できるように努めること。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について蓄電池設備を併用することが

きるものとする（蓄電池設備の設置は任意）。

### （３）構造調査

設備を設置した際に発生する加重増加等の施設等への影響について、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設等の耐久性が問題ないことの確認を行い、書面により県に報告する。また、台風や積雪等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計をすること。

事業者は施設等への設備導入に先立って、既存施設等の安全性を十分に検討した詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面、工程表等に加えて（３）構造調査の成果物を書面により県に提出し、確認を受けること。

### （４）各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出する。

イ 設備の設置が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）や電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出すること。当該書類は一級建築士により確認されたことを証するものとする。

ウ 県が上記調査結果等を確認し、設備設置が可能であると認めた場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可を県に申請する。なお、施設等における設備設置に伴う行政財産使用料は全額免除とする。

エ 設備の設置に伴う使用許可期間は、使用許可の始期から 1 年以内の範囲内において県が定める年度の末日までとする。その後、事業者は設備の運転期間（運転期間終了後、当該設備の撤去に要する期間を含む）において、1 年以内で県が定める期間ごとに、使用許可の更新を申請できるものとする。

オ 事業者の使用許可する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

カ 設備の設置に伴い、土地、建物、工作物等の現状を変更する必要がある場合は、県と協議の上、使用許可の申請と併せて、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和 39 年愛媛県規則第 49 号）第 30 条の規定による現状変更の承認申請を行い、承認を受けること。

キ 事業者は、設備の設置、施工、維持管理等にあたり、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守するとともに、建築基準法に基づく計画通知（確認申請）をはじめ、必要となる申請その他各種手続きについて必要な調査も含め、事業者の責任及び負担において実施すること。また、設備に係る建築基準法上の制限その他関係法令への適合に十分留意するとともに、新設機器の仕様及び施工内容等については、必要に応じて事前に所管消防署と協議を行うなど、適切に対応すること。

ク 事業者は、対象施設において、県が現に契約している系統からの電力供給契約事業者（以下「系統電力供給契約事業者」という。）に、設備の設置に関する必要な情報を提供するとともに、県が系統電力供給契約事業者と契約内容等の調整が必要な事項等について把

握・対応し県に報告すること。また、設備の設置、運転に関して県と系統電力供給契約事業者との調整が必要になった場合は支援を行うこと。

ケ 事業者は、系統電力供給契約事業者と連系協議を行い、逆潮流防止対策の内容を適切に調整し、逆電力継電器等を設置するなど必要な施工を行うこと。

#### 4 設備の設置

事業者は、上記3の設備工事前の調査・手続を行ったあとに、対象施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

##### (1) ソーラーカーポート

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。

ウ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

エ 設置する設備により、既存の駐車台数を減少させないこと。

オ ソーラーカーポートの支柱は、後方支柱とし、現状の駐車区画幅及び車両の出入りや通行に影響を与えない位置に配置すること。また、車両の駐車動作等により支柱と接触の恐れがある場合は、接触による損傷防止のため、支柱に衝撃吸収材等の保護措置を講じること。

カ ソーラーカーポートの高さは、一般乗用車（大型車、特殊車両を除く）の駐車に支障がない高さを確保すること。

キ ソーラーカーポートの設置により夜間の視認性が低下し、車両の駐車及び歩行者の通行等の安全性が確保できないと判断される場合は、必要に応じて照明設備を設置すること。

ク 施工時期については、施設の運営に支障をきたさないように県と協議のうえ適切に調整すること。

ケ ソーラーカーポートの支柱基礎や配線工事等に伴う掘削、その他の施工により既存施設等へ影響を及ぼす可能性がある場合は、県と協議のうえ、事業者が原状復旧を行うこと。

コ 支柱設置等の施工に支障となる周辺樹木等がある場合は、県と協議のうえ、事業者が必要な伐採・剪定等の措置を講じること。

##### (2) 蓄電池設備

###### 【業務用蓄電池（20kWh）超の場合】

ア 該当する市町の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

###### 【家庭用蓄電池（20kWh）以下の場合】

ア 蓄電池システム部安全基準は、JIS C4412に準拠すること。

イ 蓄電池部安全基準は、JIS C8715-2またはIEC62619（リチウムイオン蓄電池の場合）または平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウム

イオン蓄電池以外の場合)に記載の規格に準拠したものであること。

ウ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

### (3) その他の事項

ア 事業者は、使用許可を受けた場所を本業務以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本業務に係る契約を解除し、使用許可若しくは現状変更の承認を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において設備導入施設から設備を速やかに撤去し、撤去により既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

ウ 事業者は、設備導入施設の管理者等への説明業務(工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等)を行う。内容等については県と協議のうえで決定する。

## 5 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及び太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン(NEDO)に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

### 【仕様書等】

- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン(地上設置型版、傾斜地設置型版、建物設置型版)

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法(昭和39年法律第170号)、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

ア 設備設置時には、設備導入施設に影響が無いよう施工すること。

イ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について十分配慮した施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び設備導入施設の管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

ウ 施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、事業者は別途提出すること。

エ 施工にあたり、設備導入施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、検証及び対策を行い十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し実施すること。

オ 事業者は、設置した太陽光発電設備による効果やPPA方式による設置について、設備導入施設の来園者への周知啓発を目的とした掲示を行うこと。掲示内容や掲示方法、掲示設置場所等については、県と協議の上、決定すること。

カ 県の既存構造物等の保守点検や設備導入施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。

キ 事業期間中、施設管理者等が行う施設の管理及び点検等のための立入りに支障が生じないようにすること。

- ク 工事期間も含む事業期間の全てにおいて、事業者は感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は設備に損傷を与えるおそれがないよう、関係者以外がみだりに立ち入らないような措置を講じること。ただし、設備の設置状況、設置場所の状況により、関係者以外が立ち入るおそれがない箇所についてはこの限りではない。
- ケ 既設のコンクリート床、壁などに穴あけが必要な場合は、穴あけの位置や大きさ、方法を事前に県と協議して決定するとともに、穴あけした箇所は、浸水防止のため、適切に防水措置を講じること。特に、穴あけ作業前には鉄筋等の探査を行うなどして、既設の鉄筋等を切断しないようにすること。また、耐震壁への穴あけ等により、耐震性を低下させないような方法とすること。
- コ 設備に係る配線ルートについては、事業者が現地調査や図面等から設備導入施設の保安や管理、意匠上、支障がないルートを選定の上、県との協議により決定すること。設備には、他の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- サ 設備の設置に際しては、設備導入施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、停電時間を極力短縮するように努め、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電のお知らせビラ等）を作成し、県と事前協議の上、設備導入施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。
- シ パワーコンディショナーなどの附帯設備については、施設利用者等が接触することのないよう設置場所等に配慮し、必要に応じてフェンスの設置等の安全対策を講じること。
- ス 工事中の安全対策の実施、設備導入施設の管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- セ 工事完成時には、現場で県の承認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を3部作成し、県に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。

## 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、事業者は当該設備で発電した電力を、設備導入施設に供給するとともに、非常時に電気事業者からの電力供給が停止した場合においても、自立運転機能により設備からの電力供給を行うこと。

ア 事業者は、県及び設備導入施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。なお、法令等に基づき、定期的に点検を行い、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。

イ 設備導入施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の負担で用意すること。

ウ 事業者からの企画提案内容が正当な理由なく達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

エ 事業実施中に設備導入施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者負担により速やかに修

- 復すること。なお、原因が事業者に起因するものでない場合は、この限りではない。
- オ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。なお、使用している機器のメーカーの解散等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新に支障が出る場合についても、事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施すること。
- カ 設備導入施設について、県が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置等（以下「移設等」という。）に応じること。また、この設備の移設等に伴う費用負担が発生した場合は、県の負担とする。なお、移設等に伴う本設備が発電できない期間について、県は事業者に対して電気料金の補填は行わないものとするが、その期間が1週間以上にわたる場合は、原則として、運転期間の終了期日を、移設等に伴う設備の運転停止期間分の日数延長により対応するものとする。
- キ 事業期間中に県が設備導入施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の県有施設を提示し、県が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については県と事業者で協議のうえ定める。
- ク 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。
- ケ 事業者は、設備導入施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年県に報告し、県はそれを確認すること。
- コ 地震、台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- サ 事業者は当該設備の損壊等が発生した場合を想定し、対応フローを作成し明示するとともに、実際に発生した際には速やかに県への連絡、応急対応及び、仮復旧、本復旧に関する設計、及び施工を行うものとする。※実際にフロー図を添付すること。

## 7 責任分担の基本事項

- 上記1～6を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙3」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。
- ア 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険等（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- イ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。
- ウ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。

## 8 その他

- ア 県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業期間終了までに全貸与資料を返納又は処分しなければならない。なお、事業期間中に県から返納の要請があった場合は、直ちに返納に応じること。
- イ 事業者は、事業実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- ウ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。
- エ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。

【別紙1】

対象施設における設置候補場所一覧

■対象施設：えひめこどもの城（松山市西野町乙108-1）

No	設置候補場所	種別	想定発電容量	備考
1	松山側駐車場	ソーラーカーポート	60kW	
2	職員用駐車場	ソーラーカーポート	24kW	
3	砥部駐車場	ソーラーカーポート	158kW	

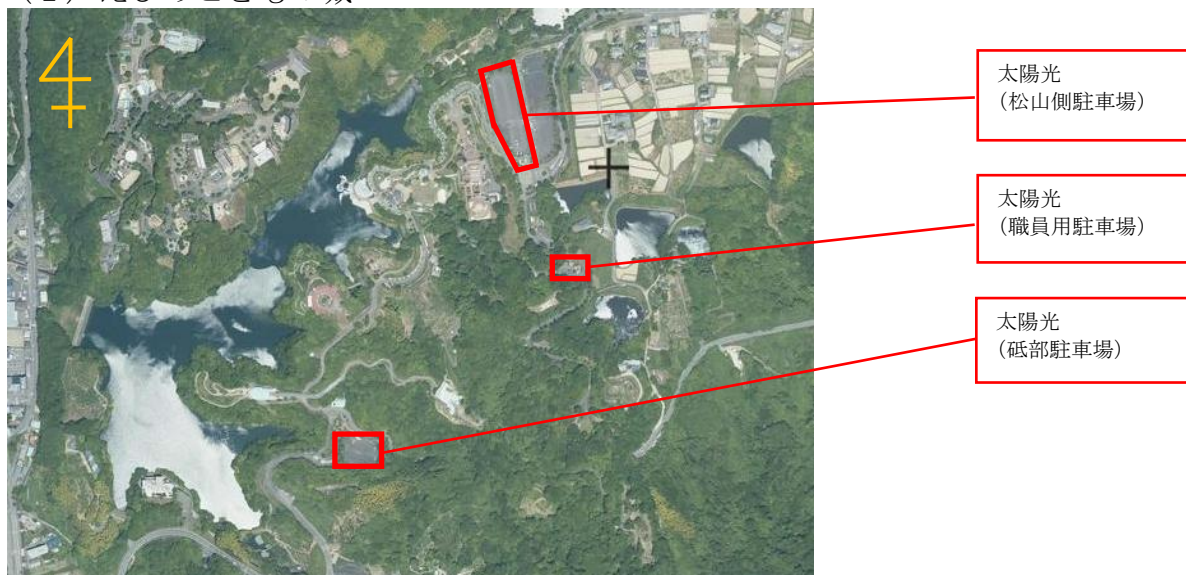
【条件等】

- ・周辺の景観に調和させるため、太陽光パネルや付帯設備等の色彩に配慮すること。

【別紙2】

1 設備設置候補場所位置図

(1) えひめこどもの城

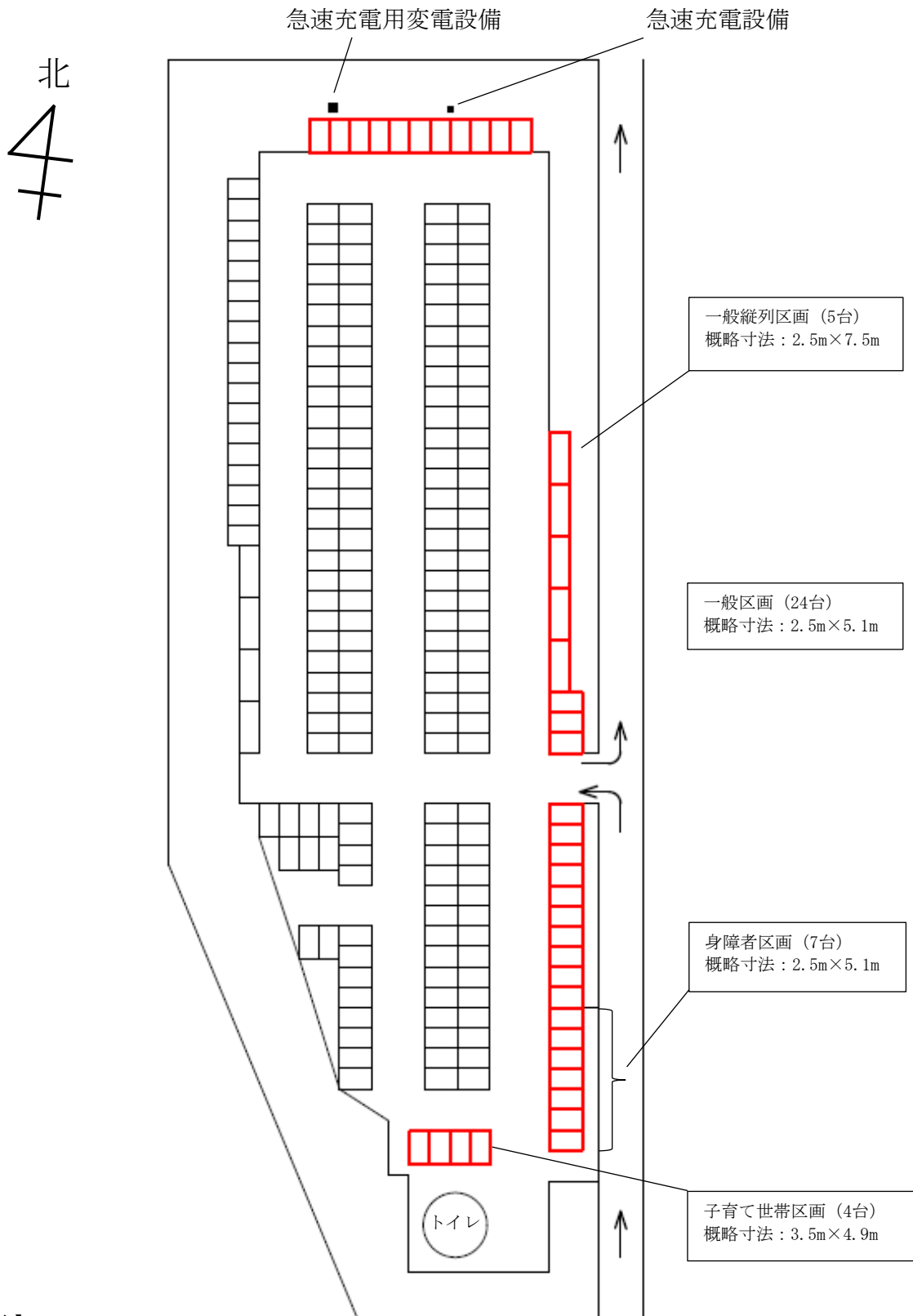


出典: 国土地理院ウェブサイトをもとに作成

【別紙2】

2 各駐車場の設備設置候補区画

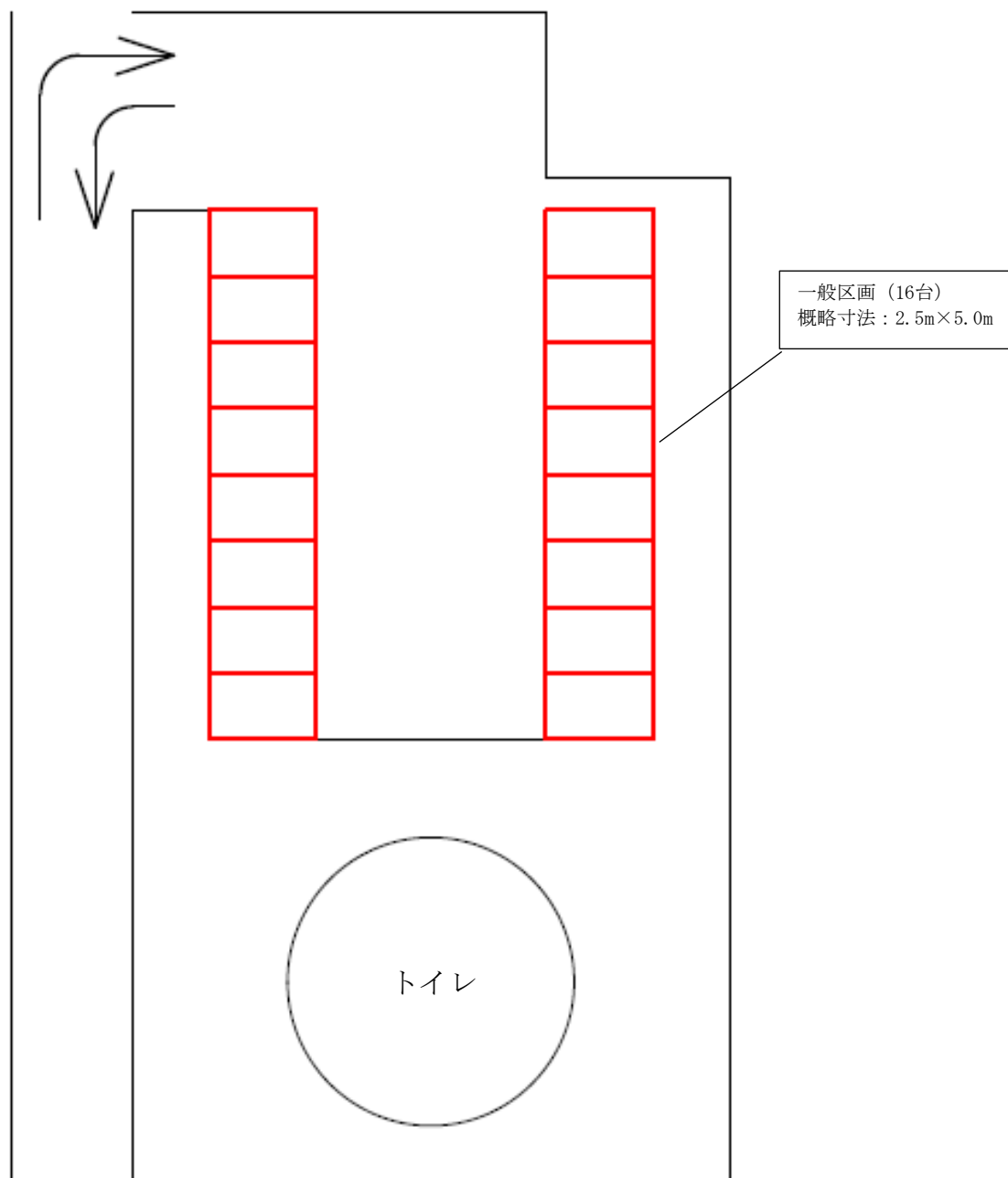
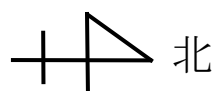
(1) 松山側駐車場



【注記等】

- ・赤色の駐車区画をソーラーカーポートの設置候補とする（計：40区画）。
- ・急速充電設備及び急速充電用変電設備の運用に支障をきたさないよう設備配置を検討すること。
- ・各駐車区画は配置を示しており、寸法詳細や周辺状況等については施設見学の際に確認可能。
- ・当該駐車場は、アスファルト舗装で各駐車区画は白線で明示されている。
- ・矢印は車両の進行方向を示す。

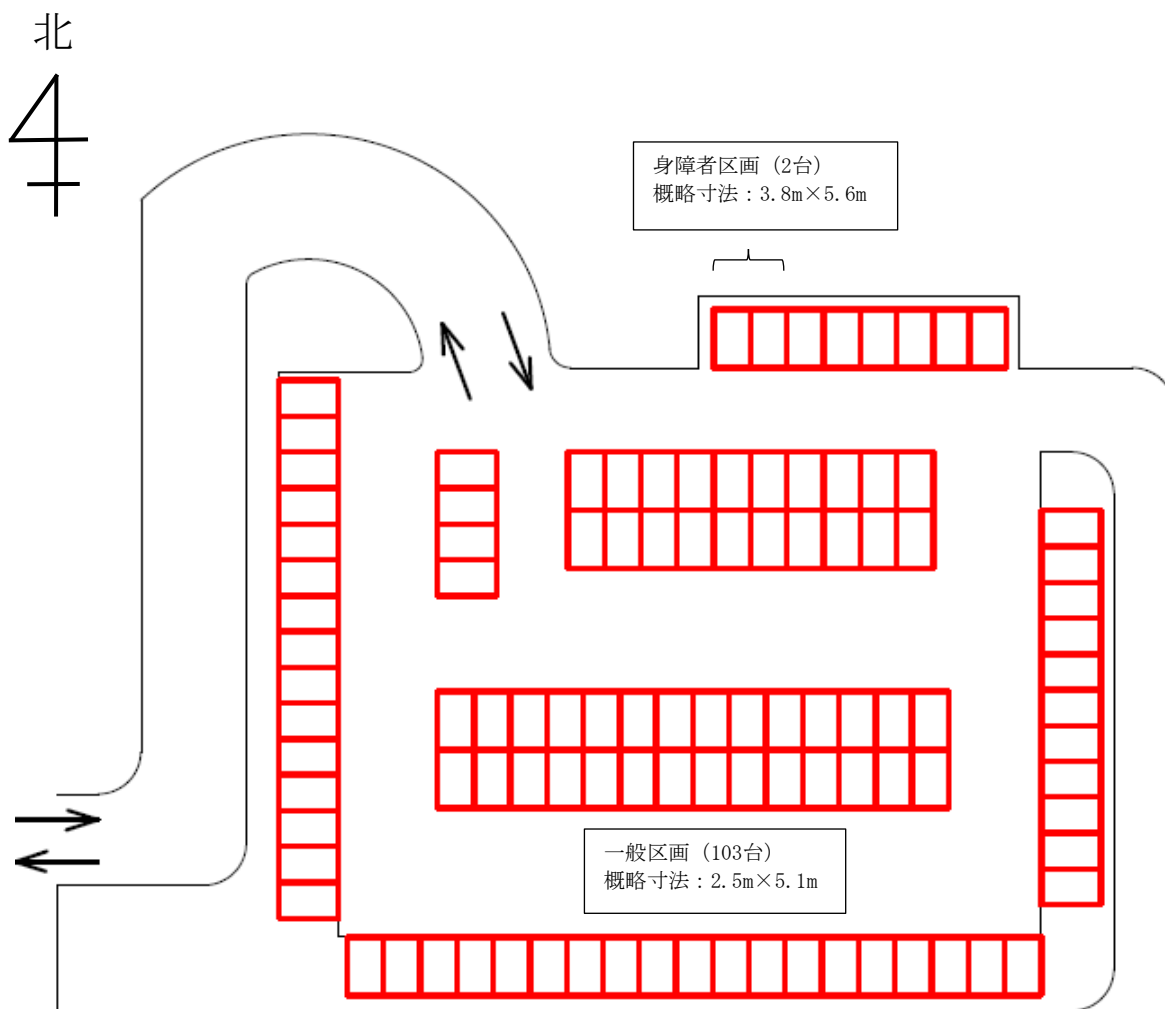
(2) 職員用駐車場



【注記等】

- 赤色の駐車区画をソーラーカーポートの設置候補とする（全区画が設置候補 計：16区画）。
- 各駐車区画は配置を示しており、寸法詳細や周辺状況等については施設見学の際に確認可能。
- 当該駐車場は、アスファルト舗装で各駐車区画は白線で明示されている。
- 矢印は車両の進行方向を示す。

### (3) 砥部駐車場



#### 【注記等】

- ・赤色の駐車区画をソーラーカーポートの設置候補とする（全区画が設置候補 計：105区画）。
- ・各駐車区画は配置を示しており、寸法詳細や周辺状況等については施設見学の際に確認可能。
- ・当該駐車場は、アスファルト舗装で各駐車区画は白線で明示されている。
- ・矢印は車両の進行方向を示す。

別紙3 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		県	事業者	
共通	募集要項の誤り	○		
	提案書類の誤り		○	
	第三者賠償		○	
	安全性の確保		○	
	環境の保全		○	
	法令・条例等の変更		○	
	保険		○	
	事業の中止・延期	県の指示によるもの（事業者起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保		○	
	契約不適合		○	
不可抗力		○	○	
設計段階 計画・	物価		○	
	応募にかかる費用		○	
	資金調達		○	
建設段階	物価		○	
	用地の確保		○	
	工事遅延・未完工		○	
	性能		○	
	一時的損害		○	
関連 支払	支払遅延・不能	○		
	金利		○	
維持管理関連	計画変更	○		
	維持管理費の上昇		○	
	天候不良		○	
	設備損傷		○	
	県施設損傷	設備に係る事故・火災による県施設及び設備の損傷		○
設備に起因する県施設への障害			○	
保証関連	県施設に起因する事故・火災による県施設及び設備損傷	○		
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		提案書類との不適合		○
仕様不適合による施設・設備への損害、県施設運営・業務への障害			○	

【参考】対象施設における電気使用量実績等

1 対象施設における契約種別及び契約電力

No	施設名	所在地	契約種別	契約電力 (最大デマンド)
1	えひめこどもの城	松山市西野町乙 108-1	業務用電力	377kW

※契約種別、契約電力は令和8年3月末現在

2 対象施設における電気使用量（令和7年4月～令和8年3月）

No	電気使用量（kWh）												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	49,838	50,329	62,421	105,953	118,742	81,588	58,698	61,217	80,437	91,317	68,975	71,221	900,736

3 対象施設における電気料金（令和7年4月～令和8年3月）

No	電気料金（円、税込）												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	1,702,834	1,770,088	2,063,773	3,205,592	3,365,694	2,416,106	1,798,844	1,920,471	2,386,735	2,657,161	1,959,445	2,013,640	27,260,383